

西条市・東予市・丹原町・小松町
新市建設計画（素案）

平成 15 年 10 月

《 目 次 》

| | |
|------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 1. 合併の背景と必要性 | 3 |
| (1) 少子高齢化への対応 | 3 |
| (2) 地方分権の進展への対応 | 3 |
| (3) 拡大する生活圏への対応 | 3 |
| (4) 新たな都市づくりへの対応 | 3 |
| (5) 行財政の効率化・高度化への対応 | 4 |
| 2. 計画策定の方針 | 5 |
| (1) 計画の趣旨 | 5 |
| (2) 計画の構成 | 6 |
| (3) 計画の期間 | 6 |
| 3. 新市の概況 | 7 |
| (1) 位置と地勢 | 7 |
| (2) 気候 | 7 |
| (3) 面積 | 7 |
| (4) 人口 | 8 |
| (5) 産業 | 8 |
| (6) 主要指標の見通し | 8 |
| 4. 新市建設の基本方針 | 9 |
| (1) 将来都市像 | 9 |
| (2) 施策の方向性 | 9 |
| 5. 土地利用等 | 11 |
| (1) 基本的な考え方 | 11 |
| (2) 土地利用の方針 | 11 |
| 6. 新市の施策 | 13 |
| (1) 健康で幸せな暮らしの実現 | 14 |
| (2) 自然環境豊かな地域の形成 | 16 |
| (3) 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備 | 19 |
| (4) 豊かな心を育てる教育・文化の創造 | 23 |
| (5) 活力ある産業の育成 | 26 |
| (6) まちづくりをすすめるために | 30 |
| 7. 公共施設の統合整備 | 33 |
| 8. 財政計画 | 34 |

はじめに

現在わが国は、政治、行政、経済、社会等のあらゆる分野において、大きな転換期を迎えており、新しい時代に対応した構造変革が要求されています。

特に、地方分権の推進を通じた行政機構の再編が進められるとともに、住民の視点に立ち、自己責任原則に基づく地域運営が強く求められています。

このような状況の中で、今後の地方自治体の役割に適切に対応するための体制づくりとして、市町村合併の機運が急速に高まっており、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月を目標とした動きが、全国で進められているところです。

西条市、東予市、丹原町、小松町の 2 市 2 町においても、かねてより合併に関する取り組みを展開してきましたが、平成 14 年 10 月 1 日に設置した法定合併協議会のもとで、合併の方向性、将来のまちづくりの基本的な考え方、さらに取り組むべき施策を体系化して示した「新市将来構想」を策定しました。

2 市 2 町は、西条藩、小松藩という江戸時代からの藩政の歴史を持つとともに、祭りをはじめ、類似の地域文化が継承されています。そして、山と海、水といった恵まれた自然環境を生かした第一次産業が古くから営まれ、その後、「東予新産業都市」の指定による工業都市としても一体的に発展し、人口が順調に定着して来た共通の歴史があります。

引き続き、この「新市建設計画」により合併後のまちづくりについて具体的に明らかにすることにより、現在目標としている平成 16 年 11 月 1 日の合併に向け、地域における円滑な合意形成を進めていくこととします。

1. 合併の背景と必要性

昨今の大きな時代潮流や新市を取り巻く地域特性を背景として、合併を通じた効率的な地域づくりへの必要性が高まっています。

(1) 少子高齢化への対応

我が国では平成9年6月に初めて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回りました。

合計特殊出生率¹は長期的な低下傾向が続き、平成13年には1.33になるなど、少子高齢化の流れが続いています。

2市2町においても少子高齢化の進展が顕著であることから、効率的な施策の実施、既存施設・サービスの有効活用等を図り、高齢化に伴う財政負担に対応するために合併の必要性が高まっています。

(2) 地方分権の進展への対応

国を中心とする中央集権型制度から、都道府県・市町村への権限委譲を図る地方分権の流れが進んでおり、自治体における役割と責任の高まりとともに、自らの工夫で魅力づくりに取り組むという、地域の主体性が求められています。

現在の限られた人材・財源の中でこれに対処するには、事務の効率化とともに、行政の質的な向上が必要となります。問題解決能力や政策立案能力の向上を図るためには、合併によって行政体制の充実を図っていくことが不可欠となっています。

(3) 拡大する生活圏への対応

通勤・通学、買物、福祉や医療サービスの享受、さらには文化活動、スポーツ活動など、日常生活における活動範囲は、既存の行政の枠を越えて動きが広域化しています。

こうした傾向に加え、2市2町の場合は、歴史的、地勢的な面においても結びつきが強く、合併によって生活圏と行政圏とのギャップを解消するとともに、提供される行政サービスの整合性を高め、住民の生活利便性の向上を図ることが求められています。

(4) 新たな都市づくりへの対応

新市の人口は、合併によって、松山市、今治市、新居浜市に次ぐ県下第4位の規模(約117,000人)となります。多様な経済基盤や人的資源を域内に有することで、これまでにない新しい発想での戦略的なまちづくりを進めることが可能になります。

合併することにより、四国や西日本、さらには全国においても通用し知名度を

¹ 「合計特殊出生率」 1人の女性が生涯にわたり産むと想定される平均出生児数

有する、一定の「都市格」(まちとしての風格)が備わることが期待できます。

(5) 行財政の効率化・高度化への対応

税収の頭打ち傾向や地方交付税改革の進展、さらには福祉関連事業などへの経常的な支出増など、財政面では今後厳しい状況が見込まれています。

行財政の効率化を推進してこれらの事態を克服するためには、合併によって、行政のスケールメリット²の発揮や人的資源の適切な配置、既存施設の効率利用、行政の企画立案能力・事務遂行能力の向上等を図ることが必要です。

² 「スケールメリット」 大規模・大量になることによって、効率化が図られること。

2．計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)第3条第1項及び第5条の規定に基づき作成するもので、西条市、東予市、丹原町及び小松町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、2市2町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお計画の策定に当たっては、各市町の総合計画をはじめ、国、県及び上位計画との整合性を図りながら、住民の意向を十分に踏まえた、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する上での指針を示すものとします。

また、特に以下の点に留意して策定するものとします。

住民福祉を向上する

新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、新しい時代を展望した長期的視野に立って、住民の生活や文化等、あらゆる面から地域全体の住民福祉の向上を目指すものとします。

新市の建設を総合的かつ効率的に推進する

ハード及びソフト面に配慮した計画とするとともに、真に、新市の建設に資する事業の選択や合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

新市の一体性の速やかな確立を図る

旧市町意識を早期に解消し、新市の建設を進めるための基盤を確立するとともに、行政組織に関しても合併後の一体的な運営による効率化・合理化も図ります。

新市の均衡ある発展に資する

合併により、新市中心地域と周辺地域での格差が生じないように、振興整備等の方策について、特に配慮します。

健全な財政運営の確保に努める

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積ることのないようにします。

地域の特性、バランス等を考慮する

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための「基本方針」や、その基本方針を実現するための「主要施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 ヲ年度に係るものとしてします。

3 . 新市の概況

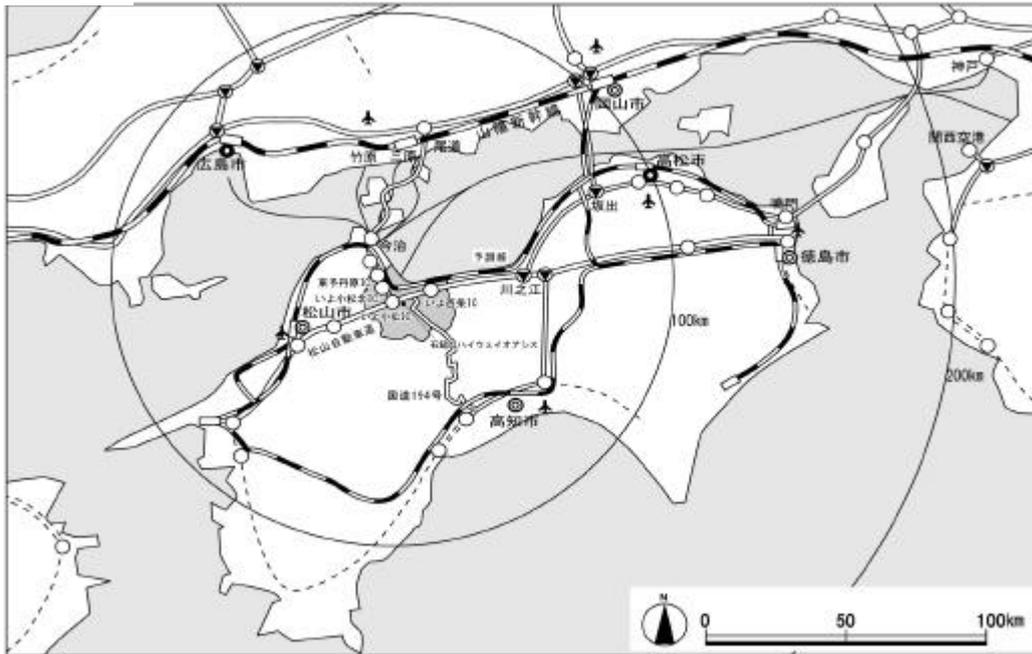
(1) 位置と地勢

新市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域であり、瀬戸内海（燧灘）に面しています。北西は今治市・朝倉村・玉川町、西は重信町・川内町、南は面河村・高知県本川村、東は新居浜市と接しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、新市の南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊かな水資源を供給しています。

図 新市の位置



(2) 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16 前後、また年平均降水量は 1,500mm 程度であり、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

(3) 面積

新市の総面積は 509.78 km² です。なお、可住地はそのうち約 30% にあたる 154.43 km² で、残りは林野となっています。

(4) 人口

住民基本台帳人口は、平成14年3月末日現在116,736人であり、最近ではほぼ横ばいの傾向が続いており、大きな増減はみられない状況となっています。

一方、人口の年齢別構成の変化を見ると、近年65歳以上人口の割合が目立って増加しており、高齢化が急速に進展していることがわかります。

(5) 産業

第1次産業は、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に優れた集積を有しており、地域経済の基幹となっています。その一方、第3次産業については、都市規模に対してやや機能が弱い状況にあります。

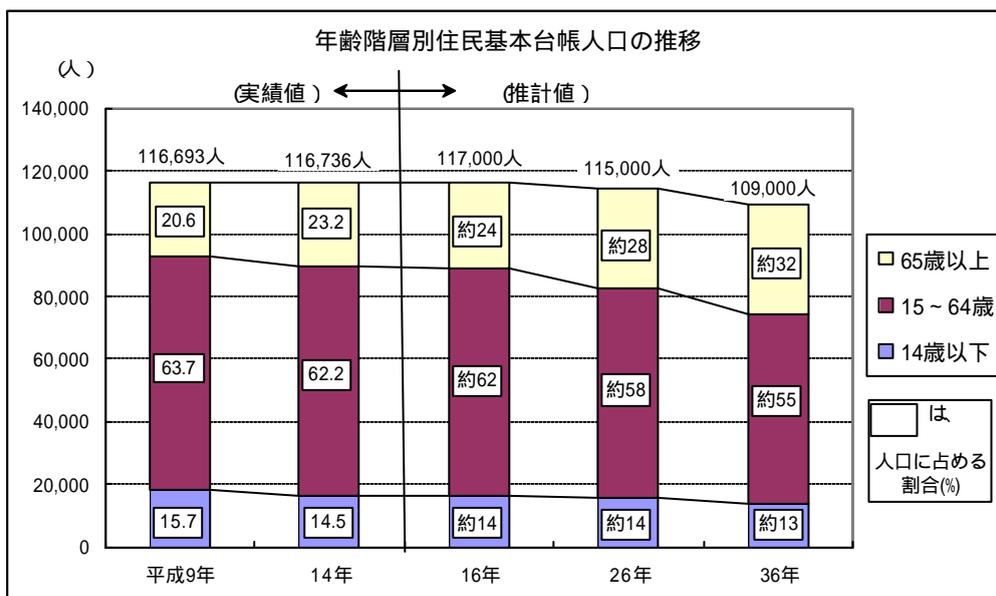
(6) 主要指標の見通し

総人口

合併の目標である平成16年以降、20年間の将来人口の推計を行った結果、平成14年3月現在の約117,000人（住民基本台帳人口）から若干減少し、平成26年には約115,000人、平成36年には約109,000人になるとの予測を得ました。

年齢別人口

65歳以上の人口が全体に占める割合（老年人口割合）は、平成14年の23.2%から平成26年には約28%、平成36年には約32%と大幅な増加が見込まれ、人口の高齢化が急速に進むものと予想されます。



4 . 新市建設の基本方針

(1) 将来都市像

人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市

都市像のイメージ

- ・石鎚山と瀬戸内海からの、豊かな「水」と「緑」の恵みを受けて、
- ・人々が心豊かに、快適で質の高い暮らしを送ることができ、
- ・全国・世界にも通用する、元気で優れた人材が育ち、
- ・地域経済が多様で活気あふれるとともに、時代に柔軟に対応し、
- ・恵まれた交通条件を活かした拠点都市として、
- ・まちの魅力を地域から各方面に広く発信している

なお、上記のような将来都市像の実現を通じて、就業機会の拡大や多様な世代の定住を促進し、合併20年後の平成36年の時点において、約120,000人の目標人口の達成を目指します。

(2) 施策の方向性

健康で幸せな暮らしの実現

あらゆる人が自立して健康で幸せに暮らせるよう、地域で助け合う仕組みを確立し、思いやりにあふれたまちを目指します。また、次代を担う子どもたちがのびのび元気に育っていくことのできる環境の充実を図ります。

自然環境豊かな地域の形成

石鎚山系や瀬戸内海、豊かな水資源、加茂川、中山川に広がる平野など、新市において恵まれた自然環境を守り育てていくことにより、うるおいのある都市環境を維持します。

地域の課題だけにとらわれることなく、幅広い地球環境への対応を本格的に展開し、取り組みの輪を広げながら、だれもが美しいと感じられる、地球にやさしいまちづくりを目指します。

安心で快適に暮らせる生活基盤の整備

新市 の中を循環できる幹線道路網 の整備や上下水道の整備などを通じて日常

の生活利便性を向上させるとともに、災害に対しても安心して暮らせるような取り組みを進め、質の高い生活を実現することにより、「住んで良かった、住んでみたい」と思える快適な地域をつくります。

豊かな心を育てる教育・文化の創造

互いを思い合うゆとりを持ち、自ら考える能力を持つ、心豊かな人間形成を図るため、地域の中で創造的に学び、楽しく過ごせるまちづくりを目指します。また、古代や近世など地域の歴史にまつわる史跡や民俗資料等を保全するとともに、水、和紙、柿といった新市の特長・特産などとも融合した、一体性を感じる新しい地域文化を形成します。

活力ある産業の育成

東予インダストリアルパーク及び東ひうち1号地などへの企業誘致の促進や、既存産業の振興を図るとともに、「水」をはじめとする新市の地域資源や、新技術の活用により新しい経済の基盤を築き、定住人口や交流人口の拡大を通じて、にぎわいと活気のある地域を創造します。

まちづくりをすすめるために

行政と住民との間の信頼関係を確立し、適切な役割分担と連携のもとに「協働」のまちづくりを進め、時代のニーズに合った円滑な行財政運営を実践します。

これらにより、今後のまちづくりの基本となる、自立した地域運営のしくみを構築します。

5 . 土地利用等

土地利用については、これまでの土地利用計画を踏まえつつ、新市における社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、適切な土地利用に取り組んでいきます。

(1) 基本的な考え方

将来都市像に整合した土地利用の推進

新市に特徴的な水辺環境、森林、里山などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害等の発生を防止し、交通利便性や周辺地域との調和など新市の立地条件を十分に踏まえつつ、新市の将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

広域的な整合性のある土地利用の推進

現在の行政区域界周辺での不整合解消をはじめ、全市規模での広域的な整合性を確保しつつ、土地利用を進めます。

(2) 土地利用の方針

現在は住宅、商業、工業などを用途地域として指定することにより、良好な都市形成が行われていることから、今後も現行制度を継続します。

また、用途指定のない地域においても、居住環境に支障を及ぼす建築物等を制限するための土地利用規制等により、田園地域と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、住宅、商業・業務、工業、農業、自然環境保全の各ゾーンに区分し、次のような考え方で土地利用を進めます。

住宅ゾーン

目標人口を達成し、定住を促進するためには、優れた居住環境の整備が不可欠です。住宅としての土地利用にあたっては、交通の利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に吟味して計画的に配置することとします。また、既成市街地においては、土地区画整理事業等による再整備を通じて、住宅環境の向上を図ります。

商業・業務ゾーン

現在の2市2町の中心市街地への立地を継続していくことを基本とします。また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携についても検討します。

工業ゾーン

まとまった工業系の用途については、新市の臨海部における立地を基本とします。また、内陸部においては、周辺的生活環境等に配慮しながら、適切な立地を促進します。

農業ゾーン

農業への土地利用は、第1次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保護や水資源の保全にも直結するものです。必要な土地利用を守りつつ、幹線道路周辺等に一定の立地が見られる地域については、農業振興地域や都市計画区域の指定など法令との整合を図りながら、有効な利用について検討していくこととします。

自然環境保全ゾーン

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本とします。また、特に森林の保全のために不可欠な林業についても、このゾーンにおいて一体的な展開を図ります。

6．新市の施策

まちづくりの基本方針に対応して、新市における施策の体系を次のように設定します。

健康で幸せな暮らしの実現

- 高齢者福祉の充実
- 地域福祉の充実
- 健康な生活の支援
- 子育て環境の充実

自然環境豊かな地域の形成

- 自然環境の保全
- 生活環境の保全
- 環境資源を活かした地域づくり

安心で快適に暮らせる生活基盤の整備

- 交通体系の整備
- 都市基盤の整備
- 防災体制の強化
- 地域情報化の推進

豊かな心を育てる教育・文化の創造

- 学校教育の充実
- 人材教育・活用の充実
- 地域文化の継承・形成
- 歴史文化の保全・活用
- 生涯学習の充実
- スポーツ・レクリエーションの振興
- 人権・同和教育の充実

活力ある産業の育成

- 既存産業の振興
- 新しい産業の育成
- 集客産業の振興
- 人材の育成

まちづくりをすすめるために

- 経営感覚のある地域運営の実践
- 住民参画・情報公開の推進
- コミュニティ活動の促進
- 住民活動の拡充
- 広域連携の推進

(1) 健康で幸せな暮らしの実現

高齢者福祉の充実

高齢者が、いきいきとした生活をおくることのできるよう、必要な福祉施設、医療施設の整備を進めます。

施設整備と連携して、在宅での生活を支援するための介護サービスの充実や事業の拡大、高齢者向け住宅整備の実施・支援などを展開します。

福祉サービスについては、行政や民間の力をはじめ、地域社会の協力によって総合的に推進します。

地域福祉の充実

障害者（児）をはじめ社会的に弱い立場の人々が、住み慣れた地域の中で充実した生活を送ることのできるように、各種福祉施設の整備・充実や、その自立に向けた支援の取り組みなど、地域福祉を充実させるための施策を計画的、かつ総合的に進めていきます。

さらに、福祉のサービスを提供する組織（公的機関、ボランティア、非営利組織）に対する支援を行い、行政、民間、及び地域コミュニティが連携した総合的な福祉体制を形成します。

健康な生活の支援

健康は、豊かな生活を送るための基本であり、健康への関心はますます高まっています。特に高齢社会においては、健康を維持・増進することの社会的な重要性は大きく、日頃から手軽に健康づくりができ、生涯を通じて健康を維持することができる環境の整備が求められています。

住民レベルでの健康づくり活動に対する支援や環境整備などを進めるとともに、高齢者の健康を維持・増進させるための拠点整備等によって、高齢社会にも対応した健康なまちづくりの実現を図ります。

地域に密着した医療サービスを安心して受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

子育て環境の充実

少子化に対応し、若年層の定住促進を図るためには、住みよい生活環境の提供とともに、子育てがしやすい環境づくりが重要になっています。特に、女性の社会進出や核家族化の進展などとともに、安心して子どもを産み、育てることのできる環境として、保育や医療などの充実が求められています。

保育所に対するニーズの高まりを受けて、保育形態・保育対象の多様化や保育サービスの充実を図ります。さらに、育児相談・指導、情報の提供・交換のための拠点を整備することで、育児不安等の解消を目指します。

そのほか、地元で遊べる施設の充実や放課後児童の健全育成の充実、ファミリーサポート・システムの導入など地域が一体となって子育てを支援する体制

を整備します。

さらに、小児科医の育成、小児救急体制の整備・充実、医療費助成の拡充等によって、安心して子育てのできる地域づくりを目指します。

「健康で幸せな暮らしの実現」に関する主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|---|---|
| 高齢者福祉の充実 | 在宅介護支援事業の充実 ・介護予防・生活支援対策・生きがい対策の充実 高齢者福祉施設の整備促進 ・生きがいづくりや交流の拠点となる施設、高齢者が安全・快適に過ごせる入所施設など、高齢者福祉に関する各種施設の整備・充実 |
| 地域福祉の充実 | 障害者福祉の充実 ・道前育成園の整備 ・障害者共同作業所等の整備拡充 ・ 居宅生活支援体制の整備拡充 ボランティア・NPOの育成・支援 ・ボランティア・NPO団体が活動に利用できる住民活動支援センター等の整備 ・活動に関する情報提供や団体相互の交流などネットワーク化の支援 |
| 健康な生活の支援 | 健康づくり事業の推進 ・市民の健康づくりを推進していくためのより具体的、実践的な計画を策定 健康診査の充実 ・ 健康診査料の負担軽減及び診査項目の拡充 市民一人1スポーツ推進事業の推進 ・一人1スポーツを目標としたスポーツ人口の底辺拡大や生涯スポーツの普及振興 高齢者健康増進施設の整備 ・高齢者が手軽に楽しめる設備を有したグラウンド等の整備 周桑病院の整備・充実 |
| 子育て環境の充実 【下線部を加筆】 医療の充実 医療体制及び制度の充実 | 児童館の整備 ・児童の健全育成及び地域活動の拠点施設の整備 特別保育事業の推進 ・病後児保育の充実、一時保育、延長保育、障害児保育、乳幼児保育の促進、保育所地域活動、地域子育て支援等 放課後児童健全育成事業の充実 ・全児童を対象とする放課後児童クラブの整備拡充 21世紀を担う子育て事業の推進 ・家庭教育に関する講演・講座への講師派遣、妊娠期・乳幼児期子育て講座等、各種講座の実施 地域子育て支援センターの整備充実 ・育児不安等に関する相談・指導、子育てサークル等の育成支援、保育資源の情報提供等の実施等 ファミリー・サポート事業の推進 ・子育て世帯の一時的な保育需要に対応するための地域ネットワーク活動組織の整備・支援等 医療体制及び制度の充実 ・小児救急体制の整備等 ・ 乳幼児医療費助成の拡充 |

(2) 自然環境豊かな地域の形成

自然環境の保全

恵まれた水資源、石鎚山をはじめとする山岳、瀬戸内海、など豊かな自然環境を後の世代に伝え残していくため、土地利用の円滑な運用や適切な開発規制を通じて、無秩序な開発の防止に取り組みます。

自然海浜や河川の護岸、森林などの自然環境の保全・再生を進め、また、絶滅が心配される小動物の保護に努めます。

生活環境の保全

新市においては、快適な暮らしを守るため、騒音・大気汚染・悪臭等の公害防止、一般廃棄物やし尿の処理への適切な対応、リサイクルの推進、身の回りの美化対策などに積極的に取り組んでいきます。

また、循環型社会の形成を推進するために、リサイクルを啓発するための拠点を整備することなどにより、住民と行政、そして民間事業者が一体となったごみの減量やリサイクルの促進、再利用、再生利用等に取り組みます。

さらに、し尿・生ごみの再資源化やゼロエミッション³を推進するとともに、ごみの収集管理のしくみを充実させることにより、ポイ捨ての防止、不法投棄の防止、河川や道路等公共の場の美化運動などに積極的に取り組んでいます。

これと同時に、産業廃棄物の処理など、生活環境に多大な影響を与えるような問題についても関係機関との連携により適正な処理を進め、住民生活の安全性を確保します。

環境資源を活かした地域づくり

新市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かすとともに、これらの魅力を対外的に広くアピールすることによって、地域イメージの向上を図ります。

豊かな水資源に関しては、引き続き水を活かしたうまいのある都市環境の形成を推進します。名水百選・水の郷百選に指定された「名水」のまちとしてのブランドを確立し、全国的な情報発信を拡充します。

環境に配慮したまちづくりを進めるための指針となるべき計画を策定します。

さらに、公園・緑地など、自然へのふれあいの拠点となる施設や空間の充実を図るとともに、環境教育の推進を通じて、水資源をはじめとする地域の自然環境に対する、住民意識を高めていきます。

地球環境意識の啓発、自然と共生した生活の実践を進めることにより、自然環境に対する住民意識が高い都市、というイメージを強化していきます。その一環として、スローフード⁴の振興などにより、ゆとりがあり、真に豊かで人間

³ 「ゼロエミッション」 産業の製造過程等を再編し、産業活動の結果排出される廃棄物を全廃し、循環型産業システムを目指そうとすること。エミッション=排出。

⁴ 「スローフード」 手頃で、手早く、安価に食べられる「ファーストフード」に対し、郷土料理等手作りの多様で安心な味の世界を大切にしようとする運動。 伝統料理を守る 質の良い食材を提供する生産者を守る 子供達を含めた消費者に味の教育をすすめるという3つの考えが基本となる。

的な生活スタイルを意味する「スローライフ」を促進します。

また、親水空間や緑道などの新市内に点在する環境資源を結びつけることで、水と緑のネットワークの整備を推進します。

さらに、これまでの大量消費の生活様式を改め、新エネルギー⁵の利用や省エネルギーの促進を図ることで、環境負荷の少ない地域社会の形成を目指します。

「自然環境豊かな地域の形成」に関する主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|---------|--|
| 自然環境の保全 | <p>市街地アメニティ整備 ・加茂川河口湿地や江の川遊水地をはじめ、地域の水辺環境、緑道公園等の整備</p> <p>ふるさとの川整備 ・加茂川左岸、トリム公園付近等の整備 ・中山川左岸、来見地区公園付近等の整備</p> <p>小動物の保護・棲息環境保全の推進 ・カブトガニや野鳥など各市町に棲息する小動物の保護とその棲息環境の保全</p> <p>水源の森整備事業の推進 ・山林内における広葉樹（ケヤキ等）の保育管理、水源の森基金の創設・啓発PR事業・森林の整備 等</p> |
| 生活環境の保全 | <p>循環型社会形成事業の推進 ・ごみ減量、リサイクルの啓発拠点となるリサイクルプラザの建設 ・3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）活動等環境保全施策の推進 ・し尿・生ごみ等の再資源化の推進 ・ゼロエミッションの推進</p> <p>ごみ収集管理システムの導入 ・ごみステーションの管理、戸別収集、道路情報、不法投棄情報に対応する地図情報等管理システム等の導入</p> <p>一般廃棄物最終処分場の整備 ・一般廃棄物の適正・安全な処理体制を確立する施設の整備</p> |

⁵ 「新エネルギー」 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、メタノール、天然ガスなど燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギーなど、環境への負荷が少ないエネルギーの総称

| 施 策 名 | 主 要 事 業 |
|----------------|---|
| 環境資源を活かした地域づくり | <p>名水ブランド等地域ブランドの創出推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市全域における地域特性を活かした地域ブランドの創出 <p>石鎚山系の地域ブランド化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本最高峰石鎚山系のイメージを新市の象徴として様々な機会に使用し情報発信していくことにより、新市のイメージ、さらには地域ブランドとしての固定化・専有化を図る <p>環境基本計画の策定・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例に基づく基本計画の策定 ・環境サポーターの創設 <p>環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい生活の普及啓発、水資源の重要性等を教える環境教育の展開 等 <p>水の科学資料館（仮称）の整備検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」をテーマとした資料館、淡水・海水魚等地域に生息する小動物の展示施設の整備を検討 <p>水と緑のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海浜空間、親水空間、里山保全、ポケットパーク等自然を活かした環境整備 <p><u>新エネルギー・省エネルギーの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の実施等による省エネルギー活動の推進や、地域資源を活用した新エネルギーの導入促進 等 |

(3) 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備

交通体系の整備

新市の道路については、混雑の緩和と円滑な域内移動の実現、そして市民の安全を確保するため、国道(バイパス)・県道など、新市の中をより円滑に循環できる幹線道路や、補完道路の整備、さらには主要アクセス道路、コミュニティ道路(サイクリングロード、ウォーキングロード等)の整備に努めます。

広域的な交通体系の整備という観点からは、高速鉄道網の整備に向け、軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の導入促進によるJR予讃線の機能強化、さらには東予港における機能強化を図ります。

交通の手段としては、公共施設利用時の利便性確保や地球環境保全への貢献といった観点から、公共交通機関の拡充、コミュニティバスの導入等について検討します。

都市基盤の整備

都市基盤については、住民、及び事業者にとっての満足が高まるよう、引き続き充実を図っていくことが必要ですが、その整備に際しては、「ユニバーサルデザイン⁶」の思想を導入し、高齢者・障害者を含め、すべての人が不便を感じることなく暮らすことのできるまちづくりを進めます。

駅周辺の市街地再整備等の面整備を通じて、快適な都市環境の形成を図ります。

上水道に関しては、現在市町ごとに分かれている事業の連携により、域内での一体性・効率性を高めます。下水道については計画区域の検討を行い、一体的な整備・普及を促進するとともに、区域外では合併処理浄化槽による整備を進めます。

公園の整備は、人々に安らぎを与えるとともに、地域住民の交流やレクリエーションのための場としての役割も果たすことから、引き続き身近な施設の整備に取り組みます。これと合わせて、合併後も地域の中核となる施設の整備や機能の充実を進めていきます。

さらに、多様な人々の定住を促進するため、良好な住宅環境の形成とともに、公営住宅の整備・充実等により、個人の所得に応じた幅広い住宅取得の機会を用意します。

また、農山漁村といった市街地以外の地域についても、必要な整備を進めます。

防災体制の強化

地域防災に関する計画を策定し、大雨・地震などの災害時にも適切に対応できるよう努めます。また、災害時の情報ネットワークの充実を図ります。特に、

⁶ 「ユニバーサルデザイン」 年齢や身体の状態等にかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、モノや環境・サービスを設計する考え方。

山間部や河川流域など災害が発生するおそれが高い地域については、防災基盤の整備を進め、消防・防災体制の充実・強化のために必要な措置を講じていきます。

さらに、大規模災害に対して迅速な消防・救急活動が可能となるよう、消防・救急体制の強化とともに、消防団など、地域における自主防災組織の充実を進めます。

地域に身近な公共施設については、耐震性の強化を図ることで災害時の避難施設としての機能を確保します。

地域情報化の推進

今後、安心して快適な生活を実現するためには、情報化の推進は必要不可欠な要素になっています。そこで、CATVなど情報通信基盤の整備・構築により地域における情報化を促進します。また、パソコン講習会などの開催によって、住民の情報化のレベル向上を図り、地域の情報化を支援します。また、地域全域において情報システムを導入することで、行政サービスを含めた住民サービスの向上を目指します。

教育・文化の分野においても、図書館等の教育・文化施設のネットワーク化を進め、学校教育での情報教育のための環境整備、教育内容の充実を図ります。

「安心して快適に暮らせる生活基盤の整備」に関する主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|-------------------|--|
| 交通体系の整備 | <p>道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路 ・補完道路 ・主要アクセス道路 ・コミュニティ道路（サイクリングロード、ウォーキングロード等）の整備 <p>港湾機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設、小型船溜り等の整備 <p>公共交通機関の拡充整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの導入検討、JR予讃線の機能強化等 |
| 都市基盤の整備 (面的整備) | <p>市街地再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR伊予西条駅前及び周辺の整備 <p>壬生川駅周辺地区の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR壬生川駅周辺の整備 <p>河原津干拓地の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>漁業集落環境の整備</u> <p>中心市街地整備（上神拝地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉会館や総合文化会館、アクアトピア等と一体化して、中心市街地を活性化し、防災機能を備えた公園、緑地及び共同駐車場等の整備 |
| (上・下水道の整備) | <p>下水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・西ひうち下水道の改築更新 ・<u>神戸農業集落排水処理場施設の改築更新</u> ・コミュニティプラントの公共下水道への編入 ・下水・排水路の整備 <p>上水道・簡易水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源施設、送・配水管、ポンプ・電気設備、管路管理システムの整備等 |

| 施策名 | 主要事業 |
|----------|--|
| (公園の整備) | <p>円山森林公園の整備 ・自然公園・学習施設等の整備</p> <p>東部公園(総合公園)の整備 ・多目的グラウンド、テニスコート、植生林等の整備</p> <p>河原津運動公園の整備 ・体育館、多目的広場、駐車場等の整備</p> <p>河原津北地区の開発 ・永納山遺跡の保存・活用と一体となった自然海岸、公園等レクリエーション拠点の整備</p> <p>小松中央公園の整備 ・バンガロー棟等の建設</p> <p>海浜公園の整備 ・人工海浜、キャンプ場、魚釣り護岸、親水遊歩道等の整備</p> |
| 防災体制の強化 | <p>消防施設等の整備 ・消防庁舎改修、消防出張所整備、分団詰所改修、消火栓、防火水槽等の整備</p> <p>周桑消防庁舎の建設 ・地域における消防・防災体制の充実・強化を図る施設の整備</p> <p>防災行政無線の整備 ・災害時の情報通信手段を確保し、災害対応及び復旧を円滑に行うため、市全域へデジタル方式同報系無線等を整備</p> <p>地域防災計画の策定 ・防災アセスメントの実施やハザードマップの作成をはじめとする新市地域防災計画の策定</p> <p><u>防災対策施設の整備</u> ・<u>河川改修</u> ・<u>土砂災害防止施設整備</u></p> |
| 地域情報化の推進 | <p>C A T Vの整備 ・多チャンネル・インターネットサービス等の提供による利便性の向上や情報格差の是正を目的とした新市全域へのC A T Vの整備促進</p> <p>地域情報システムの整備 ・情報システムの構築等による住民窓口サービスの向上</p> |

【下線部を追加加筆】

さらに、青少年の健全育成に向けた施策の充実を図るとともに、施設の拡充整備に努めます。

(4) 豊かな心を育てる教育・文化の創造

学校教育の充実

学校教育の重要性に鑑み、老朽化した校舎、体育館等の設備充実を行います。一人ひとりの自主性、創造性、協調性を重んじ、生きる力を持った心豊かな人材を育てるため、教育内容の充実等に取り組みます。特に、地域の個性を活かした特徴ある教育を進めるとともに、地域社会にも開かれた教育をめざして、教育現場において地域の人材を積極的に活用します。

人材教育・活用の充実

新市には現在、大学・短期大学が立地していませんが、若年層の人口流出を防止し、将来を担う人材を地域から育成し輩出していくためには、今後高等教育の機能強化が必要です。そのため、地域外の教育機関等との連携による講座の開催等、地域内でも高いレベルの教育が受けられるよう取り組むとともに、地域内での高等教育、専門教育の機関の立地について、今後検討を進めます。

また、人材活用の面からは、女性、定年を迎えたシルバー層、ハンディキャップのある方々など、これまで社会に参画する機会が少なかった人材についても、活躍ができるような環境の整備に努めます。

青少年の健全育成に向けた施策を図るとともに、施設の整備に努めます。

地域文化の継承・形成

中核的な文化施設においては、質の高いイベントを含む多様な企画の誘致・振興を進め、高度な芸術鑑賞の機会を創出するとともに、新たな地域文化についても創造していきます。また、現在取り組まれている草の根の芸術文化活動を支援し、地域の芸術水準の向上を目指します。

水、柿、和紙といった、それぞれの地域の特長・特産を融合しながら、一体性を感じさせる新しい地域文化の形成を図ります。

歴史文化の保全・活用

古代や近世など地域の歴史にまつわる史跡をはじめ、各種文献等民俗資料等文化財の保存、郷土の歴史や人材を紹介する施設の整備・充実を進めます。また、2市2町の歴史については、学校教育の場や住民向け講座等でその継承を図り、住民間の相互理解や交流の促進を図ります。

西条まつりをはじめとする各地域の伝統的な祭事など、これまで培われてきたイベントについては、その保存や文化的資源の展示、PRの拡大とともに、各種イベント相互の連携を進めます。

生涯学習の充実

学校教育以外でも、年齢・職業等に関係なく新しい知識や経験を積むことができる環境を整備することが求められており、教育・文化施設など関連する公

共施設の整備とともに、就学前・青少年教育・成人教育・高齢者教育の場づくりを進め、各種講座の充実など、生涯学習の機会の拡充を図ります。

スポーツ・レクリエーションの振興

健康志向の高まりや余暇の増大によって、手軽なスポーツ・レクリエーションからマリンスポーツなど、多種多様なスポーツ・レクリエーションに対する住民ニーズが高まっていることから、これらを楽しむための施設整備とともに、そのための機会を積極的に提供していきます。

また、平成 29 年の愛媛国体を視野に入れ、既存施設の再整備も含めて、必要な施設の整備について検討します。

人権・同和教育の充実

人権が尊重される明るい郷土づくりを進めるため、住民一人ひとりに広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育の充実を図ります。

「豊かな心を育てる教育・文化の創造」に関する主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|------------|--|
| 学校教育の充実 | 幼稚園の施設整備 ・幼稚園舎等の整備 小学校の施設整備 ・小学校校舎、体育館、プール等の整備 中学校の施設整備 ・中学校校舎、体育館、プール等の整備 |
| 人材教育・活用の充実 | 高等教育・専門教育機関等の誘致推進 ・大学や専門学校などの高等教育あるいは特殊技術などを身につけることのできる教育機関の誘致に向けた検討 地域人材バンクの設置・運営 ・ボランティアやコミュニティ活動、企業支援など幅広い分野において、地域の活性化に必要とされる人材・能力など適材をデータベース化し紹介 |
| 地域文化の継承・形成 | 地域文化創造事業の実施 ・高度な芸術文化を提供する「鑑賞型事業」の提供及び地域の人材育成を図るための「参加育成型事業」の実施 地域芸術創造館（仮称）建設の検討 ・地域発の美術や芸術作品を展示・発表する場や芸術家、クリエイターの創造活動の場・交流の場としての拠点整備の検討 |

| 施 策 名 | 主 要 事 業 |
|------------------|---|
| 歴史文化の保全・活用 | <p>郷土資料館の整備 ・地域の歴史・文化資料等を展示する資料館の整備</p> <p>旧鷹丸体育館の活用 ・地域の伝統・文化・芸術資料等を常設展示する施設の整備</p> <p>鉄道博物館（仮称）の建設 ・第4代国鉄総裁十河信二氏や鉄道に関する資料等の展示施設の整備</p> |
| 生涯学習の充実 | <p>図書館の建設 ・新時代に対応した図書館の建設や、利便性の向上等を目的とした施設相互のネットワーク化</p> <p>公民館の整備 ・地域住民の教養の向上、健康の増進及び生活文化の振興を図るための施設の整備</p> |
| スポーツ・レクリエーションの振興 | <p>総合トレーニングセンターの整備 ・住民の健康保持・増進のための施設の整備</p> <p>市民一人1スポーツ推進事業の推進（再掲） ・一人1スポーツを目標としたスポーツ人口の底辺拡大や生涯スポーツの普及振興</p> <p>市民総合体育大会の開催 ・住民全体を対象とした各種目大会の開催</p> <p>レクリエーション・スポーツ大会の開催 ・生涯スポーツの普及振興を目的とした、レクリエーション・スポーツ大会の開催</p> <p>市民駅伝・マラソン大会の開催 ・住民の健康増進及び陸上の長距離競技のレベル向上を目的とした市民駅伝・マラソン大会の開催</p> <p>チャレンジ・ザ・スポーツ（ウォーキング大会）の実施 ・市内の名所や旧跡を巡るコースを設定することで、新市のまちをより深く知ってもらおうとともに、住民の健康増進・交流促進を目的とした、ウォーキング大会を開催</p> |
| 人権・同和教育の充実 | <p>人権・同和教育の推進 ・推進組織の強化、学習機会の拡充、啓発活動の推進 等</p> |

(5) 活力ある産業の育成

既存産業の振興

農業については、地域農業の支援体制づくりや生産基盤の整備を進めるとともに、地産地消の促進による新鮮で安全・安心な食料の供給、農家所得の向上、環境保全型農業等の振興を図ります。また、地域内の住民が農業に親しめるよう、遊休農地等を利用した市民農園の整備を検討します。さらに、自然と観光とが連携したエコツーリズム⁷を振興し、観光客向け農業の拡大を進めます。

林業については、「地域にとって貴重な水資源を涵養する」といった役割を森林が果たすことのできるように、森林の整備や保全の推進、林業の経営基盤の強化を図ります。

水産業では、漁港施設の整備等の基盤整備や、観光との連携による活性化を促進します。

製造業では、手すき和紙や酒造などの地場産業を振興するため、伝統技術の保存、情報発信、及び地域内外での新しい市場の開拓などを進めます。

商業に関しては、少子高齢化に対応した次代の商業機能の展開を目指し、住宅等と連携した身近な商業施設としての整備などにより中心市街地の活性化を図ります。

また、愛媛情報スーパーハイウェイ⁸の利用やCATV⁹の整備により、商業利用にも対応できる大容量で高速の情報通信基盤を確立します。

さらに、新市より産出・製造される農産品や工業製品などの付加価値を一層高めるための新技術、加工技術などを研究開発する機能についても強化を図ります。

新しい産業の育成

国際化の進展や産業構造の変化などの潮流に対応するためには、新市においても、高度情報化や少子高齢化の時代に成長が期待される、情報、福祉、環境、生活関連産業などの振興を図る必要があります。

また、現在取り組まれている水素エネルギー利用による冷凍技術や、製造・加工を一体化した「1.5次産業」とも呼ばれる新しい事業形態、水資源や自然環境など地域の特性も考慮した新しい産業の育成に努めます。

地域内への企業誘致については、東予インダストリアルパーク、東ひうち(1号地)工業用地などへの立地に向けて引き続き促進します。企業の誘致にあたっては、豊かな水など地域の資源を有効に活用した誘導を図るほか、外国・外

⁷ 「エコツーリズム」 エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光のすがた。

⁸ 「愛媛情報スーパーハイウェイ」 愛媛県が整備した、県内を結ぶ高速大容量の情報ネットワーク。公的機関等による利用に開放されている。

⁹ 「CATV」 通信線を通じて映像を提供する有線テレビのことで、Community Antenna TV(共同アンテナ)の略。最近では、CATVの通信線経由でインターネットも利用可能となっている。

資系企業などについても対象とします。

集客産業の振興

地域に重要な産業として観光集客に注目し、集客施設の整備や既存施設の再整備を進めます。新市への来訪者が最初に立ち寄る地域観光の拠点として、伊予西条駅周辺、壬生川駅周辺、石鎚山ハイウェイオアシス等における観光関連機能の整備を図ります。

また、石鎚山系をはじめとする山の資源を活用することで観光登山などの振興を図るほか、地域内に立地している観光資源（祭りやイベント、施設等）の整備とともに、これらをネットワークさせることで、地域を回遊するコースを設定し、滞留時間の増大を図ります。同時に、観光協会の機能を強化し、観光資源のPRを拡大します。

新市における地場産業の集積、企業の製造施設などについても集客のための資源として評価し、産業観光への活用を図ります。

さらに、集客産業の振興を図るうえで、近年、観光客を受け入れる地元側の姿勢や心構えが重要視されるようになってきていることから、観光振興の新たな視点として、住民のホスピタリティの形成を図ります。

人材の育成

新市が従来からの産業構造から脱却し、発展するためには、全国・世界に通用する技術やノウハウを持った人材・企業家を創出する必要があります。

そこで、創業・起業への支援や技術交流の促進など、新しい人材の育成に必要な助成策を講じていきます。若手や女性を含めた幅広い人材の発掘や、国際的な人的交流の促進などにより、将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。

産業情報支援センターをはじめ、東予産業創造センター、商工団体等関係機関の連携を高めつつ、企業家を対象とした起業・経営ノウハウの提供や最新の産業情報等に関する講習等を実施します。さらに、地域内での専門教育機関の立地についても、今後検討を進めます。

企業間の情報交流、技術交流や国際間での人的交流等を通じて、全国の先進的な企業や研究機関、研究者などと新しいネットワークの構築を進めることで、地域の企業が価値を高め、成長できる環境づくりを目指します。これらの実施にあたっては、産業情報支援センターなどの組織を活用し、企業・人材・技術などを結びつける機能を整備します。

「活力ある産業の育成」に関する主要事業

| 施 策 名 | 主 要 事 業 |
|-----------------|--|
| <p>既存産業の振興</p> | <p>地域の特性を生かした農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田営農の高度化の推進 ・野菜・花き・果樹の施設整備 ・団地の育成と高付加価値化の推進 ・畜産の環境整備の推進 <p>地域農業活性化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域農業支援体制づくりの推進</u> ・スローフードの振興 ・地産地消の推進 <p>農業生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ほ場、農道、用排水施設、農地の保全等に関する整備</u> <p>農業・農村環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛の山周辺の整備、中山間地域の振興、志河川ダム周辺整備 <p>森林の整備と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保護の強化、間伐など適切な森林施業の推進 <p>林道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹林道の開設 <p>水産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港の整備、稚魚の放流、立て干し網事業等の実施 <p>中心市街地活性化対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策の強化 ・集客・便益施設等の整備、賑わいの拠点づくり <p>地域技術の継承及び技術・技能者の表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業や工業、サービス業など様々な分野における優れた技術、あるいはその保有者に対する表彰、並びに技術等の保存・継承の支援 <p>地域産品の研究・開発機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産品の付加価値を一層高めるための新技術、加工技術などを研究開発する機能の強化 <p>地域産品のブランド化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水をはじめとする地域産品のブランド化による産業の振興 |
| <p>新しい産業の育成</p> | <p>創業・起業支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業情報支援センターの活用をはじめ、インキュベータ室、SOHO等の整備による創業・起業支援機能の強化 ・起業教育の導入 <p>企業立地推進事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内に工場を立地する企業に対し奨励措置を講じることにより工場立地を促進し、産業振興及び雇用の拡大を図る |

| 施 策 名 | 主 要 事 業 |
|---------|---|
| 集客産業の振興 | <p>広域観光宣伝事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光宣伝の強化、広域観光パンフレットの作成、観光資源・特産品等の情報発信、ネットワーク化 等 <p>観光イベントの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条まつり、夏彩祭、丹原七夕夏まつり等、観光イベントに対する支援 <p>観光資源の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、石鎚山系山岳観光ルート、<u>武丈公園等</u>、観光施設の整備 |
| 人材の育成 | <p>創業・起業支援機能の強化（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業情報支援センターの活用をはじめ、インキュベータ室、SOHO等の整備による創業・起業支援機能の強化 ・起業教育の導入 <p>高等教育・専門教育機関等の誘致推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や専門学校などの高等教育あるいは特殊技術などを身につけることのできる教育機関の誘致に向けた検討 |

(6) まちづくりをすすめるために

経営感覚のある地域運営の実践

行政改革を断行し、行財政の円滑な運営を実現します。事務事業の実施にあたっては、真の必要性を客観的に評価して選択し、民間活力の導入や行政サービスの外部委託等を進めながら、行政コストの削減や効率的な予算執行を行います。

合併後の体制に応じた適正な人員配置を行うとともに、行政職員の能力向上に取り組むことにより、行政体制を強化します。

行政サービスの効率化に向けて、情報ネットワークの構築（愛媛情報スーパーハイウェイの利用を含む）や、行政事務の電子化を進めていきます。また、インターネットや携帯端末の活用による情報提供・手続きの実施等にも取り組みます。

行政事務の効率化を進めるため、中枢行政機能を備えた新庁舎の建設を進めるとともに、旧庁舎については、改修等による有効利用及び住民サービスの向上を図ります。

住民参画・情報公開の推進

市政に関する情報公開については、まちづくりへの住民参画を促進する前提となるものとして積極的に取り組んでいきます。

住民の意見がまちづくりや行政施策の意思決定過程に反映する仕組みをつくることで、まちづくりへの住民参画をより一層進めます。

行政職員においては、住民の参画に適切に対応できる能力の向上、意識改革を図ります。

また、性別にとらわれることなく、地域社会の形成に男女が共同で取り組んでいくことができるよう、啓発活動を積極的に展開していきます。また、女性の社会参加を支援するための拠点やしくみづくりなどについても推進していきます。

コミュニティ活動の促進

新市におけるまちづくりの根幹を担う住民主体のコミュニティ活動を促進するため、その活動の基盤となる公民館や地域交流センターなどを整備します。

また、自治会活動等、コミュニティを単位とする住民自らが主体となった地域づくりのための活動を支援します。

加えて、地域相互のコミュニティ活動の交流を図ることにより、新市の一体感を醸成していきます。

住民活動の拡充

行財政改革の進行に合わせて、これまで行政が果たしてきた役割の一部を地域の住民等が担っていくために、ボランティアやNPO（非営利組織）など、

新しい形の住民組織の育成や、これらの活動に対する支援を積極的に進めていきます。

広域連携の推進

合併後においても、より広域での取り組みが求められる場面においては、関係する周辺の市町村や関係機関との連携を積極的に進めることにより、効率的な行政の実施や適切な課題への対応を進めます。

さらに、広域観光の推進や構造改革特区の実現など、今後、東予地域、あるいは愛媛県 **全域** などといった広域地域として検討が求められる新たな課題に対しては、広域連携を積極的に推進します。

「まちづくりをすすめるために」に関する主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|----------------|--|
| 経営感覚のある地域運営の実践 | 行政改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価（政策・施策・事務事業）システム及びバランスシートの導入による行政コストの健全化の推進 新庁舎の建設及び旧庁舎等の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建設 ・合併に伴う旧庁舎等の有効利用を図るための改修 構造改革特区の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・これまで存在した法規制を緩和・撤廃することによって、産業活性化や国際交流の促進、生活福祉の向上など新たなまちづくりを推進 電子自治体の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請や公共施設予約システム、行政・地域情報提供システム等の整備 |
| 住民参画・情報公開の推進 | ボランティア・NPOの育成・支援（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPO団体が活動に利用できる市民活動支援センター等の整備 ・活動に関する情報提供や団体相互の交流などネットワーク化の支援 広報広聴制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける住民参画システムの確立 ・まちづくり住民講座「出前講座」の実施 女性センター（仮称）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等、女性の地位向上及び社会参画の実現に向けた具体的・実践的な活動拠点の整備 男女共同参画推進体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進専任組織の設置 |

| 施策名 | 主要事業 |
|-------------|--|
| コミュニティ活動の促進 | <p>地域振興のための基金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント開催、新市のC I、文化の創造事業、民間団体への助成、地域行事の展開、コミュニティ活動等助成、商店街活性化対策、地域振興功労者の顕彰 等 <p>地域イベントへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施する各種イベントへの助成 <p>地域の伝統・資源等を活かしたまちづくりの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町の花、木などの伝承 等 <p>地域交流センターなど世代間交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供からお年寄りまで幅広い年代が集い、憩える場の創出及び交流の促進 |
| 住民活動の拡充 | <p>地域人材バンクの設置・運営（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやコミュニティ活動、企業支援など幅広い分野において、地域の活性化に必要とされる人材・能力など適材をデータベース化し紹介 <p>国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな交流事業の検討、既存団体への助成拡充、外国人研修生の生活支援等検討、国際交流センター（仮称）の設置検討等 |
| 広域連携の推進 | <p>近隣市町村との連携・交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域市町村圏計画の策定及び推進 ・広域連携事業の推進 等 |

7 . 公共施設の統合整備

合併に伴い、地域において重複する公共施設については、新市の効率的かつ一体性ある地域運営の推進、及び住民福祉の向上等といった観点から、統合整備を図ります。

公共施設の統合整備にあたっては、地域の特性や公共施設の整備状況、住民の意向、地域全体としてのバランスなどについて十分に考慮し、健全な財政運営を維持しながら、住民の生活に急激な変化や大きな影響が生じないように、逐次取り組んでいきます。

なお、新市の発足後には、効率的な行政を具現化するため、中枢行政機能を備えた新庁舎を建設することとします。これと同時に、旧庁舎等の有効利用や行政事務の電子化、情報ネットワークの整備などを進め、住民サービスの低下を招かないように十分配慮します。

8 . 財政計画

(1) 前提条件

財政計画は、新市の財政運営の指針となるものであり、健全な財政運営を行うことを基本として、現況及び過去の実績などから新市としての歳入・歳出の各々の項目ごとに普通会計ベースで策定しました。

合併によって期待される歳出の削減効果や、住民サービスの維持・向上などに必要な経費について反映させるとともに、合併特例債など国の財政支援措置についても考慮しています。

なお、歳入・歳出の前提となる主な条件は、次のとおりです。

歳入

- ・ 地方税

将来の人口推計に連動する形で推計しています。

- ・ 地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）制度が適用されることを前提に、将来の人口推計に連動する形で推計しています。なお、合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）、特別交付税による措置、合併特例債にかかる事業における普通交付税措置分についても見込んでいます。

- ・ 国庫支出金及び県支出金

国・県支出金については、過去の実績や歳出との連動を考慮して推計しています。また、合併にかかる財政支援（合併市町村補助金）を見込んでいます。

- ・ 地方債

地方債については、新市建設計画に伴う合併特例債、通常債、臨時財政対策債等を推計しています。

歳出

- ・ 人件費

人件費については、特別職、議会議員、その他委員会委員等の減員による経費の減少を見込んでいます。一般職員については、退職者の補充を 1/2 程度に抑制すると想定し、削減額を推計しています。

- ・ 物件費、補助費等

物件費、補助費等については、これまでの実績と今後の事業計画に基づいて一定額を見込んでいます。

- ・ 扶助費
扶助費については、過去の実績等により算定し、これに合併に伴う住民サービスの向上による影響を見込んで推計しています。
- ・ 公債費
公債費については、合併の前年までの借入れに対する償還額を算定し、合併初年度以降については、合併特例債や新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。
- ・ 積立金
積立金については合併特例債による「合併市町村振興基金」への積立を見込んでいます。
- ・ 繰出金
繰出金については、各市町の今後の事業計画の見込額から推計しています。
- ・ 普通建設事業費
普通建設事業費については、新市建設計画に位置づける事業、その他普通建設事業を見込んでいます。

(2) 歳 入

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 10年間計 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 地 方 税 | 14,756 | 14,666 | 14,575 | 14,503 | 14,424 | 14,354 | 14,338 | 14,242 | 14,055 | 13,857 | 143,770 |
| 地 方 譲 与 税 | 453 | 449 | 446 | 443 | 440 | 436 | 435 | 431 | 424 | 417 | 4,374 |
| 利 子 割 交 付 金 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 1,050 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 923 | 917 | 910 | 905 | 899 | 894 | 893 | 886 | 873 | 860 | 8,960 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 155 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 195 | 193 | 192 | 190 | 189 | 188 | 187 | 185 | 182 | 179 | 1,880 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 379 | 376 | 374 | 372 | 369 | 368 | 367 | 364 | 359 | 354 | 3,682 |
| 地 方 交 付 税 | 9,004 | 9,325 | 9,464 | 9,534 | 9,790 | 9,920 | 10,204 | 10,529 | 11,038 | 11,448 | 100,256 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 | 21 | 21 | 21 | 216 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 583 | 5,830 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 836 | 8,360 |
| 国 庫 支 出 金 | 5,596 | 5,592 | 5,310 | 5,327 | 5,347 | 5,351 | 5,363 | 5,374 | 5,386 | 5,397 | 54,043 |
| 県 支 出 金 | 2,302 | 2,330 | 2,333 | 2,299 | 2,281 | 2,289 | 2,292 | 2,306 | 2,311 | 2,320 | 23,063 |
| 財 産 収 入 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 810 |
| 寄 附 金 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 70 |
| 繰 入 金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸 収 入 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 11,150 |
| 地 方 債 | 11,354 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 8,029 | 83,615 |
| 歳 入 合 計 | 47,727 | 44,642 | 44,398 | 44,367 | 44,533 | 44,593 | 44,871 | 45,109 | 45,420 | 45,624 | 451,284 |

(3) 歳 出

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 10年間計 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人 件 費 | 8,322 | 8,347 | 8,828 | 8,896 | 8,820 | 8,347 | 7,869 | 7,999 | 7,515 | 7,540 | 82,483 |
| 物 件 費 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 4,786 | 47,860 |
| 維 持 補 修 費 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 490 | 4,900 |
| 扶 助 費 | 5,069 | 5,123 | 5,176 | 5,227 | 5,277 | 5,326 | 5,374 | 5,420 | 5,465 | 5,510 | 52,967 |
| 補 助 費 等 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 22,600 |
| 公 債 費 | 5,042 | 5,391 | 5,388 | 5,637 | 5,875 | 6,132 | 6,453 | 6,677 | 6,919 | 7,209 | 60,723 |
| 積 立 金 | 3,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,500 |
| 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 629 | 6,290 |
| 繰 出 金 | 5,713 | 5,757 | 5,826 | 5,604 | 5,671 | 5,771 | 5,871 | 5,971 | 6,071 | 6,171 | 58,426 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 11,916 | 11,859 | 11,015 | 10,838 | 10,725 | 10,852 | 11,139 | 10,877 | 11,285 | 11,029 | 111,535 |
| 歳 出 合 計 | 47,727 | 44,642 | 44,398 | 44,367 | 44,533 | 44,593 | 44,871 | 45,109 | 45,420 | 45,624 | 451,284 |